

**令和 8 年度 革新的医療機器等の開発加速に向けた課題分析調査業務委託
公募型企画提案募集要項**

1 趣旨

本要項は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が発注する「令和 8 年度 革新的医療機器等の開発加速に向けた課題分析調査業務委託」について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公告日 令和 8 年 10 月 20 日（火）

3 業務委託者

- （1）業務委託者：公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 理事長 大須賀淑郎
- （2）執行部署： 公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構
〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1
電話 055-980-6333 F A X 055-980-6320
メール kikaku-pvc@fuji-pvc.jp

4 業務概要

- （1）業務の名称
令和 8 年度 革新的医療機器等の開発加速に向けた課題分析調査業務委託
- （2）業務の目的
（公財）ふじのくに医療城下町推進機構（以下、機構という。）の補助事業等支援策を活用して開発された医療機器や福祉介護関連製品について、その社会実装及び市場展開を阻害している「課題」を外部の専門的知見を活用し、調査分析、課題把握するとともに、今後の製品改良、事業化、販路開拓及びビジネスモデル構築に向けた有効な「対応策」を導き出すことを目的とする。
調査結果は、受託者が持つ医療業界のネットワークやマーケティング知見を交え、開発企業へもフィードバックし、地域企業の製品開発・販路開拓の加速化及びビジネスモデルの変革を促す。
- （3）業務内容
別添「令和 8 年度革新的医療機器等の開発加速に向けた課題分析調査業務委託仕様書」のとおり
- （4）業務の委託期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 5 日（金）まで
- （5）契約限度額 2,220,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 委託契約の締結に当たり、提示する委託契約書に合意できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直近 1 年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

企画提案参加受付	令和 8 年 10 月 20 日（火）
質問の受付締切	令和 8 年 10 月 22 日（木）
質問回答	令和 8 年 10 月 26 日（月）
企画提案応募申込書の提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 6 日（金）
企画提案（書面審査）	令和 8 年 11 月 11 日（水）
選考結果の伝達	令和 8 年 11 月 16 日（月）

※なお、参加者の状況により変更する場合がある。

(2) 質問の受付及び回答

本業務に関する質問については、メールにより「質問書」(様式7)を提出するものとする。

- 提出等 提出期限 令和8年10月22日(木)午後5時
提出先 (公財)ふじのくに医療城下町推進機構
提出方法 以下へメールにより提出のこと
kikaku-pvc@fuji-pvc.jp
- 回 答 質問に対する回答は、10月26日(月)までに、質問者に対して行うほか、ふじのくに医療城下町推進機構ホームページ上に掲載する。
ふじのくに医療城下町推進機構ホームページ (<http://www.fuji-pvc.jp/>)
なお、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する

(3) 企画提案応募申込書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式により参加の意思を表明するものとする。

提出期限	令和8年10月30日(金)午後5時まで(必着)
提出方法	原則、持参又は郵送とする ※特別な事情がある場合は、電子メールも可とする
提出先	公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1 電話：055-980-6333 F A X：055-980-6320 メール kikaku-pvc@fuji-pvc.jp
提出書類	企画提案応募申込書(様式1) 1部
その他	企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」(様式2)を提出すること

(4) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和8年11月6日(金)午後5時まで(必着)
提出方法	原則、持参又は郵送とする ※特別な事情がある場合は、電子メールも可とする
提出先	公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構 〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1 電話：055-980-6333 F A X：055-980-6320 メール：kikaku-pvc@fuji-pvc.jp
提出書類	①企画提案書(表紙)(様式3) ②企画提案書(任意様式) ③過去の業務実績(様式4) ④会社概要(パンフレット等) ⑤直近1年間の納税証明書(本社等所在地の法人都道府県税)

	⑥見積書（様式5） ⑦見積書内訳書（参考様式） ⑧企画提案応募に係る誓約書（様式6）
提出部数	持参・郵送の場合 ①～③ 7部（正本1部、写し6部） ④～⑧各1部 ※電子メールの場合 ①～⑧ 1点のみの提出で可。 それぞれ別々のPDFファイルとして提出すること
様式等の入手方法	公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構ホームページからダウンロード（ http://www.fuji-pvc.jp/ ）
留意事項	・企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。 ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ・提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様） ・提案書は、一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。） ・なお、静岡県情報公開条例により、情報開示の請求を受けた場合には、開示の対象となる場合がある。

（5）企画提案する内容

以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和8年度革新的医療機器等の開発加速に向けた課題分析調査業務委託仕様書」についても参考とすること。

ア 実施体制

- ・当該業務を受託するに当たり、業務を担当する人数及び業務分担
- ・協力業者や関係団体の有無及びその役割分担

イ 実施業務

- ・開発製品の「課題」についての個別スクリーニングの方法
- ・市場価値の検証と対応策（販売戦略）策定
- ・開発企業へのフィードバックと伴走支援

7 選定方法

（1）選定委員会による選定

提出された企画提案書は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構が別に定める委員により組織された選定委員会において、7（3）に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書による書面審査により行う。

（2）企画提案の審査

審 査 日	令和8年11月11日（水）
審査方法	書面審査による（プレゼンテーションは行わない）

(3) 評価基準

評価項目	評価基準
運営体制	・事業成果の達成に必要な体制を整えているか
企画内容	・事業の趣旨を十分に理解し、具体的な提案内容となっているか ・調査方法等は妥当か ・新たな販売戦略を提案できる企画内容となっているか
見積金額	・費目ごとの内容や積算は適切であるか
類似業務等の実績	・過去の実績から、受託者として適当であるか

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①委託限度額を超えた場合
- ②応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ④評価の公平性を害する行為があった場合

8 契約候補者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和8年11月16日（月）午後5時まで
方 法	すべての応募者にメールにより通知する

9 契約についての留意点

- ・契約候補者は公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、契約候補者と公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構との協議により最終的に決定する。
- ・契約候補者が正当な理由なく公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- ・本委託業務の成果品の著作権のすべては、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に帰属する。

10 提出先、問合せ先

公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構

住所：〒411-0934 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1002-1

電話：055-980-6333 F A X：055-980-6320

メール：kikaku-pvc@fuji-pvc.jp